⑷　試験地

ア　論文試験

第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者ごとの試験地は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地とする。

イ　人物試験　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に掲げる試験地とする。ただし、第１次試験を受験した試験地が、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄内にある場合の当該受験者の試験地は、第１次試験と同一の試験地とする。

㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

受験者の区分	試験地
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市　函館市 釧路市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市　福島市 盛岡市　秋田市 青森市
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都　横浜市 さいたま市　千葉市　水戸市　宇都宮市　前橋市　静岡市　甲府市　長野市　新潟市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市　津市 金沢市　富山市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市　京都市 神戸市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市　山口市 岡山市　鳥取市 松江市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市　高知市 松山市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市　長崎市 大分市　熊本市 鹿児島市　宮崎市 那覇市

⑸　最終合格者発表　令和８年７月29日（水）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第６　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所ごとに作成し、最終合格者の氏名を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。

第７　受験申込手続

１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［https://www-shiken.courts.go.jp/］）

⑵　申込受付期間　令和８年３月13日（金）午前10時00分から４月６日（月）まで

なお、申込みは、令和８年４月６日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

２　申込書を郵送する方法による申込みの場合

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、最高裁判所で交付する。

なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験申込書請求（一般職（大卒程度））」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して180円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先　最高裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「一般職（裁判所事務官）受験」と朱書する。

⑷　申込受付期間　令和８年３月13日（金）から同月16日（月）まで

なお、令和８年３月16日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

３　受験票の発行

受験の申込みを受理した場合は受験票を発行する。受験者は、第１次試験の際に、申込受付サイトからダウンロードした受験票を提示すること。申込受付サイトから本人の写真をアップロードしていない受験者は、第１次試験の際に、本人の写真を印刷して必ず持参すること。写真をアップロードせず、かつ持参しない場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。

４　受験申込後の試験地等の変更の禁止

受験申込後は、申込みをした試験の種類、希望する勤務地を管轄する高等裁判所及び試験地の変更は認めない。

第８　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―5758）に行うこと。

２　受験に際し、身体の障害等があるため何らかの配慮を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

３　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

令和８年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員

令和８年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）（以下「一般職試験（裁判所事務官）」という。）の試験事務に参画する者として裁判所書記官等試験委員会臨時委員に任命した者は、次のとおりである。

令和８年３月13日　最高裁判所

１　総合職試験（裁判所事務官）及び一般職試験（裁判所事務官）の第１次試験専門試験（多肢選択式）担当

経済理論

創価大学准教授　小島　健

２　総合職試験（裁判所事務官）の第２次試験専門試験（記述式）担当

憲法

一橋大学大学院教授　只野　雅人

民法

神戸大学大学院教授　田中　洋

刑法

東京都立大学教授　星　周一郎

民事訴訟法

神戸大学大学院教授　八田　卓也

刑事訴訟法

東京大学大学院教授　成瀬　剛

令和８年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員

令和８年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）の試験事務に参画する者として家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員に任命した者は、次のとおりである。

令和８年３月13日　最高裁判所

第２次試験専門試験（記述式）担当

心理学に関する領域

上智大学教授　横山　恭子

奈良女子大学教授　黒川　嘉子

宇都宮大学准教授　久保田愛子

お茶の水女子大学准教授　伊藤　大幸

専修大学教授　下斗米　淳

東洋大学准教授　大髙　瑞郁

教育学に関する領域

東京大学大学院教授　藤江　康彦

福島大学准教授　坂本　篤史

山梨大学大学院准教授　小野田亮介

群馬大学大学院准教授　鈴木　豪

日本女子大学教授　清水　睦美

お茶の水女子大学教授　大多和直樹

福祉に関する領域

武庫川女子大学教授　半羽利美佳

関西学院大学教授　髙井由起子

日本福祉大学教授　堀場　純矢

静岡県立大学短期大学部准教授　松浦　崇

桜美林大学大学院教授　中谷　陽明

武蔵野大学教授　渡辺　裕一

社会学に関する領域

大阪産業大学教授　菊地　真理

和洋女子大学准教授　大日　義晴

淑徳大学教授　山本　功

京都大学大学院教授　岡邊　健

法律学に関する領域

慶應義塾大学教授　田高　寛貴

東京都立大学准教授　山科　麻衣